

## 賞与計算のポイント

R4.12.6

特に 40 歳、65 歳の介護保険料の控除に注意しましょう！

チェック項目は以下の通りです。

	チェック項目	確認
1	<p>支給月に 40 歳または 65 歳になる人はいるか 年齢一覧表 (PX2 社員情報 24 「年齢順社員一覧表」) で確認できます。</p> <p>月単位で判断されるため、賞与支給日以降の当月に 40 歳になる者でも介護保険料は発生する</p> <p>【例】40歳到達：1月1日生まれは前年の12月31日に40歳到達（誕生日の前日）。12月の賞与から介護保険料を控除する必要がある 65歳到達：同じ人の場合、12月31日に65歳に達するため、12月の賞与からは介護保険料の控除はしない</p>	
2	<p>支給月に産前産後休業・育児休業に入る者、又は取得中の者はいるか</p> <p>免除期間中は、毎月の社会保険料（健康保険、厚生年金）と同様に免除される。（雇用保険、所得税は控除する。）</p> <p>免除期間 産前産後、育児休業を開始した日の属する月から、終了する日の翌日が属する月の前月までの期間</p>	
3	<p>支給月に退職者はいるか 喪失日（退職日の翌日）の属する月の社会保険料はかからない</p> <p>【例】12月30日以前の退職 → 社保は控除しない 12月31日退職（1月1日資格喪失）→ 社保は控除する</p>	
4	<p>賞与のひと月の支給額が 150 万円を超える人がいるか（厚生年金保険料の上限は150万円。150万円で計算する）</p>	
5	<p>政府管掌の健康保険の被保険者で、年度累計(4月1日～翌年3月31日の期間)が上限（573万円）を超えて賞与が支給された人がいるか</p> <p>上限を超えた額は健康保険料控除の対象外</p>	
6	<p>源泉所得税を特殊な計算方法で算出すべき人はいるか 特殊計算にて税額を算出する</p> <p>【特殊な計算が必要なケース】</p> <p>前月の給与が無いケース（産休等で） 賞与の課税支給額の 1/6 の額を月額表に基づき所得税を出し、6 倍する</p> <p>賞与の支給額が前月給与の課税支給額の 1.0 倍を超えるケース</p> <p>(賞与の課税支給額の1/6+前月の課税支給額) → (月額表に基づき所得税を算出) → (算出した税額 - 前月の税額) × 6 = 賞与の所得税額</p>	
7	<p>各広域事務センター又は年金事務所に、支払日から 5 日以内に「賞与支払届」を提出したか。(総括表、押印不要)</p>	